

『ガクシー』登録について

再々にわたり、登録督促通知を学内メールアドレスにお送りしていますが、
いまだにアカウント登録・学校連携ができていない人がいます。

対象者には12月16日(月)に再度、招待メールを～@s.kobegakuin.ac.jpのアドレスに送ります。

必ず12月29日(日)までに完了させてください。

日本学生支援機構
給付奨学金の
適格認定について

皆さんが
給付奨学金を
継続するためには

学校は、皆さんの

1年間の成績をもとに

奨学金継続の可否を**判断**する

「適格認定」を行います。

学業成績等の状況によっては

「廃止」

つまり、**奨学生としての資格を失う**こともあります。

給付と貸与
両方の奨学金を
受けている人へ

給付奨学金受給者



！ 要注意！



**振込が止まっても
第1種奨学金の継続願は
絶対に入力する！！**

**給付奨学金を受けている人でも、貸与奨学金を受給している場合、
「貸与奨学金 継続願」の入力は必要です。**

成績判定について (適格認定)

2024年12月2日16時に
学内情報サービスから配信したお知らせに
添付している「**学業成績による適格認定に**
ついて」を必ず確認してください！

給付奨学金の学業成績認定基準

学校が、学年末に学業成績などの基準に関する判定を行います。適格基準に基づき奨学金継続にかかる必要な措置を取ることを**適格認定**といいます。

適格認定は4つの認定区分に分けられます。判定の結果、給付奨学金および授業料減免の支援が打ち切られることがあります。打ち切りの基準は給付奨学金と授業料減免で同じです。

適格認定の4つの認定区分

廃止	給付奨学生の資格を失う。
停止	以下のいずれかに該当する場合、1年間、給付奨学金の振込が停止になる。 ①：2回目の警告となった時の警告事由が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」のみに該当する場合 ②：3カ月未満の停学又は訓告処分の場合
警告	学業に励むよう指導し、警告する。給付奨学金の交付は継続する。
継続	給付奨学金の交付を継続する。

【注意】

学業成績が「廃止」に該当する者のうち、**学業成績が著しく不良であると認められる者に該当する場合は、交付済みの奨学金について「返還」が必要となります**（斟酌すべきやむを得ない事由がある場合を除く）。

廃止の学業成績認定基準について

■ **廃止基準** ※ただし、やむを得ない事由（傷病、災害等）が認められる者は除く。

① **留年者又は履修制限により卒業延期が確定した者**（下表の単位数未満の者）。

② 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下である者。

※標準単位数 = [修了要件単位数/修業年限]*[在学年数]

③ 「警告」の成績基準に連続して該当すること（ただし停止基準に該当する場合を除く）。

◆ 廃止処置

継続願提出の年度末をもって、奨学金の支給を廃止（終了）する。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

継続願提出時期		1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	5年次生
栄養学部		進級要件	進級要件	76単位		
法学部		16単位	進級要件	76単位		
経済学部		16単位	32単位	76単位		
薬学部		進級要件	進級要件	進級要件	進級要件	進級要件
人文学部		進級要件	進級要件	進級要件		
経営学部		16単位	32単位	76単位		
総合リハビリテーション学部	理学	進級要件	進級要件	進級要件		
	作業	進級要件	進級要件	76単位		
	社会リハ	16単位	32単位	進級要件		
現代社会学部		16単位	進級要件	76単位		
グローバル・コミュニケーション学部		進級要件	42単位	進級要件		
心理学部		16単位	進級要件	76単位		

停止・警告の学業成績認定基準について

■ 停止基準

2回目の警告となった時の警告事由が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」のみに該当する場合は廃止とせず停止とする。

◆ 停止処置

継続願提出の翌年度1年間は奨学金の給付を停止する。停止中の成績の状況により、復活又は廃止とする。

(停止となった次の適格認定において、学業成績等が「継続」相当の場合は停止が解除され、それ以外の場合は「廃止」となります)

■ 警告基準

①修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下である者（廃止基準に該当する者を除く）。

②当該年度のGPAが学部等における下位1/4以下の者。（次のア、イに該当する場合を除く）

ア 学修成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合

イ 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

◆ 警告処置

今後「廃止」にならないよう指導を行い、注意を促す。

(連続して警告処置を受けた場合、廃止基準に該当する。※停止基準に該当する場合を除く)

GPAが学部等における下位1/4以下とは？

学籍番号	学生氏名	学部・学科	学年	合計 単位	通算 GPA	順位	処置
1	220XXXX	給付奨学生A	法律	1	48	3.67	1
2	220XXXX	給付奨学生B	法律	1	48	3.58	2
3	220XXXX	学生C	法律	1	46	3.52	3
4	220XXXX	学生D	法律	1	48	3.48	4
5	220XXXX	給付奨学生E	法律	1	48	3.46	5
6	220XXXX	学生F	法律	1	46	3.46	5
346	220XXXX	給付奨学生G	法律	1	39	1.4	345
347	220XXXX	学生H	法律	1	32	1.4	345
348	220XXXX	給付奨学生I	法律	1	33	1.39	348 警告
349	220XXXX	学生J	法律	1	33	1.39	348
350	220XXXX	学生K	法律	1	33	1.38	350
351	220XXXX	学生L	法律	1	37	1.38	350
352	220XXXX	給付奨学生M	法律	1	33	1.38	350 警告
353	220XXXX	給付奨学生N	法律	1	25	1.37	353 警告
354	220XXXX	学生O	法律	1	37	1.37	353
355	220XXXX	学生P	法律	1	27	1.36	355
356	220XXXX	学生Q	法律	1	31	1.35	356
357	220XXXX	学生R	法律	1	34	1.35	356
358	220XXXX	学生S	法律	1	29	1.35	356
359	220XXXX	給付奨学生T	法律	1	33	1.35	356 警告
360	220XXXX	学生U	法律	1	33	1.33	360
361	220XXXX	学生V	法律	1	29	1.33	360
362	220XXXX	学生W	法律	1	34	1.33	360
363	220XXXX	学生X	法律	1	33	1.32	363
364	220XXXX	給付奨学生Y	法律	1	41	1.32	363 警告
462	220XXXX	給付奨学生Z	法律	1	0	0	453 廃止

GPAが学部等における下位1/4以下

.....
修得単位数が十分でも、GPAが低いため、学部（学科）内における**順位が下位25%の場合、警告**と認定されます。

GPA下位25%（ピンクの部分）

給付奨学生I, M, N, T, Yは**警告**
(給付奨学生Zは、0単位で廃止)

→2年連続でGPAによる警告は、**停止**

【重要】
適格認定においては、GPAは単年度の成績で判定します。仮に一度警告に該当した場合でも、**次年度、学業に励み、上位75%以内に入れば、奨学金は継続します。**

☎お問い合わせ先

【お問い合わせ先】

学生支援センター JASSO奨学金窓口

ポートアイランド第1キャンパス (A号館1階2番窓口)

Tel : 078-974-4084

有瀬キャンパス (3号館1階2番窓口)

Tel : 078-974-1607

※平日のみ9時から11時45分、12時45分から17時

※12月26日から1月5日まで奨学金窓口は閉室